

報道関係者各位

佐賀県武雄市役所

大雨により被災された市民の 便槽汲取り手数料助成を 3か月（8月から10月）に拡充します

この度の豪雨災害により、便槽を被災された家屋を対象に、汲取り手数料助成を3か月分（8月から10月分）に拡充いたします。

※従来1か月分のみだったものを3か月分に拡充いたしました。改めてお知らせいたします。

1. 豪雨災害により便槽に被害を受けた家屋（兼店舗）

①被災直後の便槽汲取り手数料について

- ・申請が必要です。汲み取り手数料の領収書（口座振り込みの方は請求書）の写しを添付してください。
- ・全額助成します。（これまで半額助成だったものを拡充）

②9月～10月の汲み取り手数料について（今回拡充）

- ・対象者は、災害直後に汲み取り申請をされた方です。
- ・改めて申請は必要ありません。
- ・汲み取り手数料は、市が業者へ支払います。

※浄化槽の汲み取りは対象外です。

2. 豪雨災害により便槽に被害を受けた事業所

- ・災害直後の便槽汲み取りのみ、全額助成いたします。（これまで半額助成だったものを拡充）
- ・申請が必要です。汲み取りの領収書（口座振り込みの方は請求書）の写しを添付してください。

※浄化槽の汲み取りは対象外です。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市役所 まちづくり部 環境課

TEL 0954-27-7163

